



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）……………1

公 告

○位置境界明確化調査による地図及び簿冊の閲覧（県土・跡地利用対策課）……………1

教育委員会事項

○技能教育のための施設の指定……………2

告 示

沖縄県告示第277号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和4年7月26日から同年8月9日まで伊良部漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和4年7月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市伊良部字前里添1278番地 奥原榮一、宮古島市伊良部字前里添593番地56 池間勝徳
- 2 加入区 伊良部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊良部漁業協同組合

公 告

西原町字小那覇桃原の一部の位置境界不明地域内の土地について、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第14条第1項の規定による調査及び測量を行い、地図及び簿冊を作成したので、同条第3項において準用する国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年7月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 地域 西原町字小那覇桃原の一部の地域（214番、217番及び218番）
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県西原町地籍図及び沖縄県西原町地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 令和2年11月19日から令和3年3月26日まで
- 4 閲覧期間 令和4年7月26日（火）から同年8月15日（月）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 5 閲覧場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県企画部県土・跡地利用対策課
- 6 誤り等の訂正の申出
 - (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。

- (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
- (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第3号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設を次のとおり指定し、併せて学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の2の規定により次のとおり連携科目等を指定した。

令和4年7月26日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地 F C 琉球高等学院 沖縄市安慶田五丁目1番16号
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
簿記	簿記
情報処理	情報処理

- 3 指定年月日 令和4年6月17日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規証印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--